

貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針（案）について

1. 背景

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 21 号）により、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 29 条の 5 第 1 項に基づき、国土交通大臣は、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針を定めるものとされた。

2. 概要

貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針について、法第 29 条の 5 第 2 項の規定に基づき以下の通り定めることとする。

- ① 貨物自動車相互間の中継輸送の意義及び目標に関する事項
物流業界の現状を踏まえた、中継輸送の必要性及び目標等に関する内容を定めこととする。
- ② 貨物自動車中継輸送事業の実施に関する基本的な事項
貨物自動車中継輸送事業の実施主体や特定貨物自動車中継輸送施設における機能等に関する内容を定めることとする。
- ③ 貨物自動車中継輸送事業の実施に当たって配慮すべき事項
貨物自動車中継輸送事業の実施に当たっての国及び地方公共団体の役割や交通量の集中等による影響への配慮等に関する内容を定めることとする。
- ④ 貨物自動車相互間の中継輸送に係る一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、荷主、倉庫業者等その他の関係者相互間の連携及び協働に関する基本的な事項
貨物自動車相互間の中継輸送の実施における関係者間の理解及び取引内容の明確化に関する内容を定めることとする。
- ⑤ その他貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する重要事項
貨物自動車相互間の中継輸送の実施における先進的技術の導入や専門的な知識を有した人材育成に関する内容を定めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 10 月上旬
施 行：令和 8 年 11 月 1 日